

第5章 認可地縁団体に関する Q&A

Q1 地縁団体として認可されると、町の指揮監督下に置かれることになりますか？

A 地縁団体の認可は「自治会が権利義務の主体」となることであり、そのために必要な要件を充足しているかどうかの確認を行っているものです。このため、認可の有無にかかわらず、自治会は「住民により任意的に組織された団体」であることに変わりはなく、法律上でも公法人ではありません。また、自治会が行う行動についても、町は一般的監督権限を持ちません。

Q2 不動産を所有していなくても、地縁団体として認可の対象となりますか？

A 制度設立当初の認可の目的は、「地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため」となっていましたが、地方自治法の改正(令和3年11月26日施行)により、不動産等の保有の有無にかかわらず「地域的な共同活動を円滑に行うため」であれば認可の対象となります。これにより、集会所のような不動産を保有していない地縁団体であっても、認可されれば、業務契約を団体名で締結することや、団体名義の口座を保有することなどが可能となります。

Q3 自治会名義で登記や登録できる資産(権利)には、どのようなものがありますか？

A 「不動産又は不動産に関する権利等」の範囲は、自治会等の地域的共同活動に資すると見込まれるものに限られており、具体的に次のものが該当するとされています。

- ①土地・建物に関する権利(所有権、地上権、抵当権、賃借権等)
- ②立木の所有権、抵当権
- ③登録を要する金融資産(国債、地方債、社債)
- ④その他地域的な共同活動に資する資産であって、登録を有する資産

Q4 個人を構成員としていても、表決権を世帯単位で一票とすることはできませんか？

A 認可地縁団体の構成員は、個人としてとらえることとなっており、世帯とすることはできませんので、会員は各々一つの表決権を有することとなります。ただし、世帯単位で活動し意思活動を行っていることが沿革的にも地域社会においても是認され、そのことが合理的であると認められる事項に限り、構成員の表決権を世帯単位で平等なものとして「所属する世帯の構成員数分の一票」とする旨を規約に定めることは可能であると解されます。

Q5 個人を構成員としていても、会費の支払いについては世帯単位とすることはできますか？

A できます。規約に定めてください。

Q6 未成年を構成員から除外することは可能でしょうか？

A 地縁による団体の構成員は、区域に住所を有する個人であり、区域に住所を有すること以外に年齢、性別、国籍等の条件をつけることができないとされています。したがって、未成年を構成員から除外することはできません。ただし、その区域に住所を有するすべての人のうち、相当数が構成員となっていれば、必ずしもすべての未成年を構成員とする必要はありません。

Q7 事業報告書や収支決算書などの総会の資料や構成員名簿は、毎年町に提出する必要がありますか？

A 作成は必要ですが、町への提出は必要ありません。ただし、認可申請時にのみ、「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを証明する書類」としての資料と構成員名簿の提出が必要となります。

Q8 構成員には個人のみを認め、法人は含まないとされていますが、なぜ法人は含まれないのですか？

A 法人が団体の構成員となり得ないとされているのは、①事業所等が本来意思表示できないこと、②法人は地域社会にとっては第二次的な参加者に過ぎないことからとされています。ただし、意思決定への参加や直接的な活動は行わない「賛助会員」として位置づけ、会費の納入や様々な支援によって活動に参加することは差し支えありません。

Q9 認可地縁団体となることで法的な義務は発生しますか？

A 認可地縁団体は、地方自治法の規定により、主に次のことが義務付けられています。

- ①毎年1回の総会の開催
- ②財産目録、構成員名簿の更新
- ③代表者の変更や主たる事務所の変更などの告示事項の変更届出
- ④規約変更の認可申請
- ⑤納税(減免規定等あり)

Q10 地区内に2つの地縁団体がある場合、それぞれの団体が認可をうけることができますか？また、すでに認可地縁団体が存在する地区内の生産森林組合が組織変更して認可地縁団体となることは可能でしょうか？

A 認可地縁団体は、区域内に住所を有する者により構成され、地域のための活動を行っていることから、各地区に1つ存在することが通常であると考えられています。しかしながら、地方自治法上は1地域1団体とすることは規定されていないため、地域の実情を見ながら認可要件を満たしているかどうかを判断することとなります。また、生産森林組合についても同様に考えられ、組織変更の要件を満たすのであれば、同一地区内で2つの認可地縁団体が存在することも可能とされています。それぞれの規約で地縁団体の違いがわかるよう定めることが必要です。

なお、生産森林組合の組織変更については、「生産森林組合の解散と清算及び組織変更の手続について」(平成29年3月31日 28林政経第358号)が制定されていますので、参考にしてください。

Q11 規約にないまま認可地縁団体の総会に書面表決や委任による代理表決を行うことは可能ですか？

A 認可地縁団体の総会については、地方自治法(第260条の18第2項)の規定により、「総会に出席しない構成員は、書面で、又は代理人によって表決をすることができる。」とされているため、規約で禁止(制限)していない限り、総会に出席できない構成員は書面表決や代理人による表決が可能です。

しかしながら、総会を開催せずに書面または電磁的方法により決議する場合は、構成員全員の合意が必要であり、総会に出席した上で意見を述べたい会員が一人でもいる場合、総会の場所を確保し、その機会を設けることが必要となります。また、規約や総会の決議によって定めがあれば、書面表決に代えてメールやウェブサイト、アプリ等の電磁的方法による表決も可能となっています。

Q12 認可地縁団体同士で合併ができるようになったのですか？

A 町内の認可地縁団体同士であれば総会の決議を経て、合併することができるようになりました。(令和5年4月1日施行)この場合においても、町長の認可を受ける必要があります。合併には要件がありますので、検討している段階で役場にご相談ください。